

かがやき

第4号

文責 川崎 里佳

人権学習「障害者差別解消法」

正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「風の匂い」という人権啓発DVDを観ました。篠山市の住民学習の資料として扱われているものです。

中学生の皆さんと同じように、大人もそれぞれの地域で「住民学習会」を実施して人権学習をしています。そして、自分たちの生活をさらに良くしていこうとしているのです。

今回のテーマは「共に生きる」。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に尊重し合いながら共生できる社会をめざすために、私たちが日常生活の中で心がけることを考えてみましょう。

それでは、次のことについて考えてみましょう。

1. 障がいのある人が社会生活をしていく上で**障壁(バリア)となるもの**にはどのような事柄があるでしょうか。

〈障壁(生きにくさの原因)の答えの例〉

- ①音声案内のない信号機や手話通訳や字幕放送のない講演会など
- ②点字ブロックの上に止めてある単車や自転車
- ③町中の段差や階段
- ④早口でわかりにくい説明
- ⑤心ない言葉や視線

など、他にもたくさんあります。いろいろと考えてみましょう。

2. 「ノーマライゼーション」という言葉があります。そのようなことを言うのでしょうか。

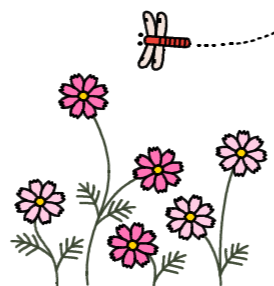
「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人が他の一般市民と同様に社会の一員として種々の分野の活動に参加することができるようにしていこうとする理念です。

3. 街中や学校、駅、ショッピングセンターなどで障がいのある人にとって障壁をなくす工夫を考えてみましょう。

大人の学習会では次のような感想も…

視力が弱い、耳が聞こえにくいなど程度に差はあるが誰もある障害。誰に対しても困っていることは何か気づければ手助けできたり、気配りできたり出来るはず。

「困っていること」はその人でないとわからないこともある。周りに伝えることが出来る場合は、周りの人に伝えて、知ってもらってわかってもらえたらいいね。でも、そのためには普段から言いたいことが言える関係になっていなければ言いにくいよね。言える雰囲気をつくりたいね など



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成28年4月1日施行)

この法律は、障がいがあってもなくても、誰もが分けへだてなく、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働くことができるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。(第1条より)

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指します。

知ってほしい私の思いと願い

障がいがあっても一人の人間です
私のいない所で私のことを決めないで!

- 私たちも皆と一緒に明るく楽しく元気に生きていきたいと願っています。
- 地域の行事に参加したいので私たちにも声を掛けてほしいです。
- 自治会の集会などで手話や紙に書いて説明してほしいです。

筆談でお願いします



- 皆と同じ言葉で言えなくても、「嬉しい」「楽しい」「悲しい」「寂しい」など同じように感情はあります。夢も希望もたくさん持っています。だから、こころ無い言葉には深く傷つきます。

- 食事の時、車、エスカレーター、バス、電車の乗降のお手伝いをしてほしいときがあります。
- 難しい漢字にはルビ(ふりがな)をつけてほしいです。

- 「障害者」と言ったり、書いたりせず「障がいのある人」と言ったり書いたりしてほしいです。
- 障がいのことをあれこれ聞かれるのはいやです。

- ゆっくりだけど、一人でできることやできそうなことをしているときは、見守っていてほしいです。
- 一度にたくさん覚えるのは苦手です。だから、面倒がらずに何度も繰り返すこと少しずつ教えてほしいです。

- 皆とは、感じ方、見え方がちよつと違うので、表現方法も違います。だから、飛んだり跳ねたり奇声を上げたりすることもあります。

出来ることはまかせてね!



篠山市・篠山市教育委員会
21' 生き方の創造「障がいのある人の人権」

キ リ ト リ セ ン

感想カード

年 組 番 名 前

「かがやき」の感想や「木曜日こんなことしました」「家でこんな話し合いしましたなど、感想カードに書いて、担任の先生に提出してください。みなさんからのお返事を楽しみにしています。

